

裁判所法第71条の2の規定に基づく警察官の派出要求の取り扱いについて

昭和37年4月13日

広備第607号

広務第599号

警察本部長から

各部課室隊長 へ

各警察署長

この通達は、警察署において、裁判所から警察官の派出要求の申し入れを受けた場合の処理について指示したものである。